

令和 8 年 6 月 1 日

保護者の皆さま

岸和田市立城北小学校  
校長 仙石 晴彦

## 気象警報発令時の学校園の対応について（お知らせ）

気象庁等において令和 8 年 5 月 29 日から新たな防災気象情報が運用開始されました。

それに伴い、岸和田市教育委員会の通知も修正され、「自然災害」に伴う「警報等」が発令された場合は、子どもたちの安全確保のため、以下のように対応いたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

### 1. 「暴風（雪）特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨（特別、危険）警報」

「氾濫（特別、危険）警報」が発令されている（発令された）場合

- ①午前 7 時現在、岸和田市に発令されている場合 ⇒ 臨時休業
- ②午前 7 時～始業時間で、岸和田市に発令された場合 ⇒ 臨時休業
- ③始業時間以降、岸和田市に発令された場合 ⇒ 授業中止（授業の繰上げ等）

※別紙も併せてごらんください。

※台風の有無は従来通り関係ありません。

※大雨警報が長時間にわたる場合には、校区内の状況を把握したうえで、発令中でも授業を再開する場合があります。

※授業が中止となった場合でも下校させることが危険と判断した場合は、状況が改善されるまで学校で待機させる場合があります。

※上記以外の警報が岸和田市に発令された場合

⇒ （原則的に）平常対応

※子どもたちの安全確保上問題が生じるおそれがあると判断した場合

⇒ 授業時間の繰り上げ・繰り下げ等の措置を講じる

### ●給食の取り扱いについて

◇始業時間までに「暴風（雪）特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨（特別、危険）警報」

「氾濫（特別、危険）警報」が発令されている（発令された）場合、学校が臨時休業となるため給食は中止となります。

◇始業時間以降に「暴風（雪）特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨（特別、危険）警報」

「氾濫（特別、危険）警報」が発令された場合、給食を中止するか否かは、地域の特性や時間により、各学校の判断となります。

# 気象警報発令時の学校園対応

令和8年5月29日改訂

気象情報	時間	対象校 ※小学校単位	学校園の対応
レベル5 大雨特別警報 レベル4 大雨危険警報 レベル3 大雨警報  暴風警報・暴風特別警報 暴風雪警報・暴風雪特別警報	①午前7時現在  ②午前7時～始業時間	全校  ※津田川・春木川（轟川）による河川氾濫・土砂災害・浸水被害は大雨警報の区分に含まれます	①②：臨時休業 ③：授業中止
レベル5 氾濫特別警報 レベル4 氾濫危険警報 レベル3 氾濫警報 ※牛滝川が対象	③始業時間以降	山滝・山直南・山直北・八木南・八木・ 八木北・新条・ <b>城北</b> ・春木・大芝 ※牛滝川によるもの	①②：臨時休業 ③：授業中止

※対象校にお示しの小学校は、岸和田市総合防災マップ（ハザードマップ）に基づきます

警戒レベル	避難情報等	気象情報	取るべき行動
<b>5相当</b>	<b>緊急安全確保</b>	<b>レベル5（特別警報）</b>	<b>命の危険 直ちに安全確保！</b>
警戒レベル4までに必ず避難！！			
<b>4相当</b>	<b>避難指示</b>	<b>レベル4（危険警報）</b>	<b>危険な場所から全員避難</b>
<b>3相当</b>	<b>高齢者等避難</b>	<b>レベル3（警報）</b>	<b>避難に時間を要する人は早めに避難、避難準備など</b>

～ 広報きしわだ 令和8年5月号より～